

## 2 教育の内容・方法・成果等

### (1) 教育課程等

[現状の説明] (「評価の視点」2-1から2-15)

#### (教育課程の編成)

2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。

1 法律基本科目に該当する科目としては、公法系6科目、民事系17科目、刑事系6科目の計29科目を、実務基礎科目に該当する科目としては8科目を、基礎法学・隣接科目に該当する科目としては、基礎法学6科目、隣接科目4科目の計10科目を、展開・先端科目に該当する科目としては、31科目を開講している(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「教育課程表」)。

2 (1) 法律基本科目に該当する科目については、すべて必修科目(29科目66単位)としている。実務基礎科目に該当する科目については、3科目6単位を必修科目、5科目8単位を選択科目とし、計10単位以上履修することとしている。

(2) そのほか、まず、基礎法学に該当する科目については、1科目2単位(「法情報学」)を必修科目、5科目10単位を選択必修科目、次に、隣接科目に該当する科目については、4科目8単位を選択必修科目、そして、展開・先端科目に該当する科目については、1科目2単位(「司法制度論」)を必修科目、30科目60単位を選択必修科目とし、計26単位以上履修することとしている。

3 本研究科においてはコース制(「市民と自治体コース」、「地域と企業コース」)を採用しており、隣接科目、展開・先端科目に該当する科目のうち、各コースにふさわしい科目群を指定し、学生は、その選択したコースに列挙された科目群の中から5科目10単位以上修得しなければならないものとしている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「履修方法3」)。

4 展開・先端科目に該当する科目のうち、「倒産処理法」、「経済法」、「環境法」、「労働法」、「知的財産法」、「税法」、「国際私法」については、これら各科目を修得した場合にのみ、それぞれの「特論」科目を履修することができるものとしている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「履修方法4」)。

5 なお、前回の認証評価において「助言」を受けていた点については、「改善報告書」に記載のとおり、次のように改善している。

(1) 「家族と紛争」、「憲法訴訟演習」、「中小企業法」について、その科目の内容と法律基本科目との関係性に留意することが望まれる、との指摘を受け、まず、「憲法訴訟演習」については、2010年度入学生以降、廃止をした。しかし、「家族と紛争」は、家事手続論を通して、家族紛争の特殊性を法社会的に分析するとともに、紛争解決手続の比較法的考察を行い、さらには社会における家族の役割や機能の変化を捉えた上で、これからの家族のあり方を展望していこうとするものであり、その内容は「基礎法学」として、また、「中小企業法」は、中小企業法務の専門家である実務家教員が中小企業の実態を踏まえた企業法務のあり方を総合的に検証する講義であり、「展開・先端科目」としてふさわしい内容と考えており、特に変更していない。

(2) 「要件事実論」についても、その位置づけを担当者の適否とともに、検討することが望まれる、との指摘を受けたことに対しては、2010年度から、「実務基礎科目」に置き換え、これに伴い、担当教員のうち、民事訴訟法を専門とする研究者教員を実務家教員(元裁判官・現弁護士)に変更した。

6 最後に、各授業科目の内容は、「共通到達目標モデル(第二次案修正案)」を参考にしつつ、以下のような法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっている。

(1) まず、法律基本科目につき、1年次は、講義科目を研究者教員が担当し、公法・民事・刑事の各法領域の体系的な理解と基礎的な知識の修得が目的となっている。そして、これを前提として、2年次以降は演習科目が中心となり、基礎的な知識の定着が図られるとともに、研究者教員と実務家教員が共同担当することで、実務と理論の架橋を図りつつ、より実践的な応用

力を修得することが目的となっている。

(2) 次に、基礎法学、隣接科目についても、文字通り基礎、隣接領域に関する科目が過不足無く開講され、法曹としての基本的素養を身につけるべき内容となっている。

(3) また、展開・先端科目についても、司法試験の選択科目に限らず、広く法曹として要求される法領域をカバーする科目が開講され、かつ、コース制を採用することで、実務についてから要求される基本的素養を身につける工夫がなされている。さらに、司法試験の選択科目については、特に、応用力を喚起するべく「特論」科目が設けられ、その内容が工夫されている。

## 2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第2条）。

1 本研究科では、「地域密着型の法曹養成」を理念とし、これを、「地域に根ざした法曹」、「国際化に対応できる法曹」、「地域の行政に通じた法曹」の要請を目的とするものとして具体化している（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.3、p.8）。

2 以上の本研究科固有の教育目標を達成するために、次のような科目を開設している。

(1) 第一に、「地域に根ざした法曹」、すなわち、普通の市民がごく日常的に遭遇する諸問題に対応できる法曹養成という観点から、法律基本科目としての「民法（親族）」、「同（相続）」を各2単位にし、かつ、家族法を中心とする演習科目に「民事法演習Ⅳ」を置き、さらに、基礎法学として、家族紛争の特殊性を法社会学的に分析をする「家族と紛争」（2012年度は科目担当者がサバティカルであるため休講）を開設することで、家族法関連科目を充実させている。また、同様の観点から、展開・先端科目に、「中小企業法」、「消費者法」、「少年法」を開設している。

(2) 第二に、地域社会の「国際化に対応できる法曹」を養成するという観点から、基礎法学としての「比較法」、展開・先端科目としての「国際関係法」、「国際私法」、「国際私法特論」の他に、「国際人権法」などを開設している。

(3) 第三に、「地域の行政に通じた法曹」を養成するという観点からは、地方自治体を意識した科目として、隣接科目に「自治体経営論」を、展開・先端科目に、「自治体法」、「自治体法務演習」、「情報公開法制」を開設している（「情報公開法制」については、科目担当者の退職に伴い、2012年度は休講）。

(4) 第四に、以上三つの法曹法制の目的に共通して、法律問題を抱えた市民からの法律相談に実際に接することができるよう、実務基礎科目として、「リーガルクリニック」を開設している。

(5) 第五に、2-1で記述のように、本研究科が目的とする法曹養成のためにコース制（「地域と企業コース」、「市民と自治体コース」）を採用し、学生はどちらかのコースを2年次に選択しなければならないものとしている。各コースには、そのコースに関連した科目が指定されており、学生は、指定された科目群の中から5科目10単位以上修得しなければならないものとする。本研究科が目的とする法曹養成に資するように工夫している。

## 2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）

1 2-1で述べた点につき、単位数に着目すれば、次のとおりとなる。

(1) 法律基本科目は66単位（29科目）であり、そのうち、公法系科目は12単位（6科目）、私法系科目は40単位（17科目）、刑事系科目は14単位（6科目）となっており、すべて必修科目である。

(2) 実務基礎科目については、6単位（3科目）を必修科目、8単位（5科目）を選択必修科目とし、必修科目を含め計10単位以上修得しなければならないものとしている。

(3) 基礎法学・隣接科目については、2単位（1科目）を必修科目、その他18単位（9科目）を選択必修科目とし、展開・先端科目については、2単位（1科目）を必修科目、その他60単位（30科目）を選択必修科目とし、必修科目を含め26単位以上を修得しなければならないものとしている。

(4) 以上の他、本研究科ではコース制（「市民と自治体コース」、「地域と企業コース」）を採用しており、各コースには、そのコースに関連した科目が指定されている。学生は、その

選択したコースにおいて指定された科目のうち10単位（5科目）以上修得しなければならないものとしている。

2 各科目群の修了要件総単位数に占める割合は、次のとおりである（小数点以下第二位を四捨五入）。

(1) まず、法律基本科目については、平成21年4月17日の中教審「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」を受けて、2010年度から、1年次の法律基本科目を6単位増加させた結果、修了要件総単位数（96単位→102単位）に占める修得すべき法律基本科目の単位数（60単位→66単位）の割合は、62.5%→64.7%となっている。

(2) 次に、実務基礎科目については、2010年度から、修了要件として求められる単位数を、8単位以上→10単位以上とした結果、8.3%→9.8%となっている。

(3) その他、基礎法学、隣接科目、展開・先端科目については、2010年度から、修了要件として求められる単位数を28単位以上→26単位以上とした結果、29.2%→25.5%となっている。

3 なお、前回の認証評価受審時において、「学修指導」の時間が問題であるとの「勧告」を受けたが、2009年度から廃止しており、「2009年度神奈川大学 大学（認証）評価に伴う『専門職大学院専門評価分科会報告書』」で改善が確認されている。この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

**2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。**

1 本研究科では、そのカリキュラム・ポリシーに基づき、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう配慮している（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.2の「カリキュラム・ポリシー」）。授業科目の必修科目、選択必修科目の内訳につき、2-3で記述したところを、各年次の配当科目に着目すれば（選択科目は存在しない）、次のようになる（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「教育課程表」）。

(1) まず、1年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系3科目（6単位）、私法系6科目（18単位）、刑事系3科目（6単位）の計12科目（30単位）が開設され、すべて必修科目、②実務基礎科目は、1科目（2単位）が開設され、必修科目、③基礎法学・隣接科目は、5科目（10単位）が開設され、そのうち1科目（2単位）が必修科目、他の4科目（8単位）が選択必修科目、④展開・先端科目は、1科目（2単位）が開設され、必修科目である。

(2) 次に、2年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系2科目（4単位）、私法系6科目（12単位）、刑事系2科目（6単位）の計10科目（22単位）が開設され、すべて必修科目、②実務基礎科目は、4科目が開設され、そのうち2科目（4単位）が必修科目、残る2科目（4単位）が選択必修科目、③基礎法学・隣接科目は、5科目（10単位）が開設され、すべて選択必修科目である。

(3) そして、3年次配当科目につき、①法律基本科目は、公法系1科目（2単位）、私法系5科目（10単位）、刑事系1科目（2単位）の計7科目（14単位）が開設され、すべて必修科目、②実務基礎科目は、3科目（4単位）が開設され、すべて選択必修科目である。③基礎法学・隣接科目については、3年次に配当される開設科目はない。

(4) なお、展開・先端科目については、1年次に開設される「司法制度論」を除くすべての科目（30科目60単位）を、2・3年次配当とし、いずれも選択必修科目としている。

2 以上の他、学生が系統的・段階的に履修が行えるよう、次のような配慮をしている。

(1) まず、1年次配当科目については、4つの科目群のうち、基礎的な科目を配置し、基礎法学の2科目と隣接科目の2科目を除き、15科目を必修科目としている。これらの科目修得を前提に、2・3年次配当科目は開設されており、系統的・段階的に学生が履修できるよう配慮されている。なお、系統的・段階的学習を担保するために、2009年度から1年次から2年次への進級要件を設けている（進級要件の詳細については、2-37で述べる）。

(2) 実務基礎科目においては、1年次に「法曹倫理」、2年次に「民事実務」、「刑事実務」を必修科目とすることで、まず、法曹としての責任感・倫理観を涵養し、かつ、法曹としての専門的技能の基礎を身につけさせたうえで、その後のより実践的な内容を含む科目を履修できるよう配慮してきた。ただし、1年次の「法曹倫理」については、2013年度から2年次配当の必修科目とすることがすでに決定しており、その理由は次の点にある。すなわち、前述の中教審

報告を受けた1年次の法律基本科目6単位の増加を考慮し、1年次生の負担を軽減すると同時に、ある程度法律基本科目を履修し、基本を身につけてからの方が「法曹倫理」の履修段階としては望ましいと考えたことによる。

(3) なお、展開・先端科目では、そのほとんどが、2・3年次配当の選択必修科目であり、一見すると、極めて自由度の高いカリキュラムとなっている。しかし、学生は、「地域と企業コース」、「市民と自治体コース」のいずれかを選択し、各コースで指定された科目（5科目10単位）を修得しなければならないものとする事で、系統的な履修ができるよう配慮している。

(4) また、2・3年次に配当される展開・先端科目のうち、「倒産処理法」、「経済法」、「環境法」、「労働法」、「知的財産法」、「税法」、「国際私法」については、これら各科目を修得した場合にのみ、それぞれの「特論」科目を履修することができるものとする事で、段階的な履修ができるように配慮している。

## 2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。

法律基本科目において、司法試験の答案練習を意図したものはない。ただし、授業科目の中には、司法試験の短答式試験問題を扱う科目があったり、あるいは、演習科目の一部には、演習時間中に起案させる科目もある。

授業時間中に、司法試験の短答式試験問題を教材として使用する場合には、知識等の確認のため、補助的に使用されるのにとどまるのであって、授業時間内で、時間を決めて解答するなどの、試験対策として扱われることはない。

演習時間中に起案させる一部の演習科目においても、司法試験の論文式試験を使用するものではなく、実際に使用される問題は、オリジナルのものである。その目的は、例えば、既に演習において扱ったテーマを中心に、知識や論理的な理解の確認のために行われたり（「民事法演習Ⅳ」など）、あるいは、事前に伝えられたテーマの予習を前提とする理解度を確認するために行われたりするものである（「民事法総合演習Ⅱ」など）。したがって、限られた時間内で問題を解き、高得点をとるためにはどのように記述すべきか、といった、司法試験受験対策を目的としたものではない。

以上のように、司法試験受験対策に偏しないようにすることについては、既に確認がされ、また、今回の点検・評価報告書（草案）準備段階においても、研究科委員会において、その内容の聞き取りを行い、調査済みであり問題ない（添付資料11-7「2012年度第4回神奈川大学大学院法務研究科委員会議事録」）。

### （単位及び授業期間の設定）

## 2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか（「大学」第21条）。

各科目は、原則として、半期週1回90分を15回の2単位科目として開設されている。ただし、一部科目については、その必要性から週2回各90分を30回の4単位科目として（「民法（総則・物権）」、「民法（債権総論・担保物権）」、「民法（債権各論）」）、あるいは科目の特性から1単位科目として開設されている（「登記実習」、「エクスターンシップ」）。

両科目とも、春のガイダンスにおいて内容の説明がされ、「登記実習」については、1日の集中講義と3日間の実習が、「エクスターンシップ」については、実習説明会（1時間）と最終ガイダンスを経て、4日間の実習が行われている。（添付資料2-6「2012年度登記実習及びエクスターンシップの実施内容」）

学年、学期についても、偏りなく配当しており（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.12の「教育課程表」）、時間割についても、履修可能な科目（とりわけ、同時期配当の法律基本科目）が重ならないよう配慮している（添付資料2-3「2012年度法務研究科時間割表」）。

## 2-7 1年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか（「大学」第22条）。

2-6でも述べたとおり、各科目を半期週1回90分を15回の2単位科目として開設しているから、授業そのものは前・後期あわせて30週となり、補講期間が、前・後期あわせておよそ1週、定期試験期間が、前・後期各1週間ずつ、あわせて2週、追試験・再試験期間が、前・後期分各1週間

ずつ、あわせて2週であり、全部でおよそ35週で設定されている（添付資料2-11『法務研究科学修スタートガイド2012』p.1）。

**2-8 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか（「大学」第23条）。**

2-6でも述べたとおり、各科目を半期週1回90分を15回の2単位科目として開設している。

ただし、「登記実習」は夏季休業期間中に、「エクスターンシップ」は春季休業期間中に、集中講義として行っている。これらの科目は、一定期間学外で研修を行うものであるから、通常の授業の受講に支障がないように配慮して集中講義として行う必要があるものである（実施内容については、後述2-13を参照）。

なお付言しておけば、通年で開講されている「リーガルクリニック」については、時間割表上「時間外」の扱いとなっているが、原則として、毎週金曜日の授業時間後に行われるものであり、集中講義となっているわけではない（実施内容については、後述2-13を参照）。

**（法理論教育と法実務教育の架橋）**

**2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。**

1 法律基本科目のうち、演習科目については、原則として、研究者教員と実務家教員がペアとなって担当している。なお、「民事法総合演習Ⅰ」、「同Ⅱ」については、扱う領域がより広く、複合的であるから、研究者教員4名と実務家教員1名が担当している。

行われる演習の各回につき、研究者教員と実務家教員のどちらかが主担当となって演習運営をするが、主担当となっていない教員も演習には必ず参加をしている。そして、研究者教員と実務家教員との間では、法理論教育と法実務教育の架橋が図られるよう、事前に打ち合わせがされ、また、演習中には、主担当でない教員から、適宜コメントがされることになっている（例えば、研究者教員が主担当の回では、実務家教員が実務的な観点からのコメントをするなど）。

2 実務基礎科目のうち、「リーガルクリニック」については、全教員が担当することになっている。各事件の実際の法律相談は、主として実務家教員（実務家の非常勤講師を含む）が受けるが、学生とともに研究者教員も同席することとしている。そして、相談者の法律相談を受けた後には、研究者教員を交え、理論的な側面を含め、質疑・討論が行われることになっている。また、自治体の法律相談と国際人権問題の相談については、研究者教員の協力のもと、前者では立法支援等が、後者では人権救済活動に対する理論的な支援等が行われることになっている。

**（法律実務基礎科目）**

**2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第53号」第5条第1項第2号）。**

実務基礎科目として、1年次に「法曹倫理」、2年次に「民事実務」、「刑事実務」（各2単位）が、必修科目として開設されており、かつ、いずれの科目も、実務家専任教員（みなし専任教員を含む）が担当している。

なお、2-4で述べたように、2013年度から「法曹倫理」を1年次から2年次配当に変更することになっているが、配当年次の変更以外は、従前と異なるところはない。

**（法情報調査及び法文書作成）**

**2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。**

法情報調査を扱う科目として、基礎法学において、「法情報学」（2単位）が1年次配当で、また、法文書作成を扱う科目として、実務基礎科目において、「民事実務」、「刑事実務」（各2単位）が2年次配当で、いずれも必修科目として開設され、かつ、専任教員（みなし専任教員を含む）が担当している。

## (実習科目)

2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。

実務基礎科目において、2年次に「リーガルクリニック」（2単位）が、3年次に「エクスターンシップ」（1単位）が開設されている。

また、3年次に「登記実習」（1単位）が開設されている。これは、司法書士養成を目的とするものではなく、法曹実務家には、広く登記実務についての知識についても要求されるわけであるから、法曹に求められる実務的な技能修得という意味で、選択必修科目として特に設けているものである。

このほか、「民事実務」「刑事実務」においては、起案のほか模擬裁判が行われている（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』pp. 35-36、pp. 109-110）。

2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。

### 1 「リーガルクリニック」について

2年次に開設されている「リーガルクリニック」（2単位）については、それ以前に修得した法理論が実際の紛争例を通して検証されることになる。つまり、法的知識の確認、応用、限界、法創造等の実践経験を積むことになる。また同時に、相談の受け方、相談者への対応の仕方などのローヤリングを学ぶことで、実社会での法曹の役割を体験する。

法律相談を受けるに先立ち、クリニックのあり方や意義並びに遵守すべき事項について、専任の実務家教員が講義をする。

法律相談は、大学キャンパス内と「横浜弁護士会・神奈川大学みなとみらい法律相談所」内で行われる。選択必修科目であるから、希望する学生の数に応じて、5ないし10名の班分けが行われる。具体的には、①一般民事事件を主として扱う一般民事チーム、②自治体の法律問題と国際人権を主として扱う自治人権チームに分けられる。

法律相談の回数は、①一般民事チームは、学内の一般民事相談4回、自治人権相談2回、みなとみらい法律相談所で行われる法律相談の立ち会い2回を必須とし、②自治人権チームは、学内の一般民事相談2回、自治人権相談4回、みなとみらい法律相談所で行われる法律相談の立ち会い2回を必須とする。

以上の法律相談の各班は、実務家教員が担当者として責任を持ち、かつ、各法律相談ごとに、その内容に応じて、必ず研究者教員が担当者として割り当てられる。

法律相談が行われた後には、研究者教員も交え、相談内容についての質疑、討論が行われ、さらに問題の所在や問題解決についてのレポート作成が課題とされている。そして、これらをもとに責任者たる実務家教員が各法律相談に成績評価（合・否の判断）をしている。このため、最終的な成績評価は、責任担当教員による口述試験を経て、合・否により行うことになっているが、実際には、各法律相談の成績評価をもって口述試験に代えられている。

### 2 「登記実習」について

3年次に開設されている「登記実習」（1単位）については、民法及び商法等の実体法が登記にどのように反映されているのかを中心に、実際に体験することで、法理論を登記実務に即して確認をすることになる。また、実際の登記実務をその専門家である司法書士のもとで体験することで、法曹実務家にも要求される登記実務について、基本的な技能修得が図られることになる。

実際の登記実務に入る前に、履修者は科目担当教員（非常勤講師・司法書士）から登記法に関する概説的講義を受ける。

その後の司法書士事務所での実務研修は、1日8時間で3日間行われる。具体的な内容は、研修期間内の指導担当司法書士が扱う事項に即したものとなるため、あらかじめ特定することはできない。

登記実習担当教員（非常勤講師・司法書士）は、配属先の指導担当司法書士から実務研修に関する報告書の提出を受け、また、学生から登記実習のレポート提出を受け、成績評価を合・

否により行う。

### 3 「エクスターンシップ」について

3年次に開設されている「エクスターンシップ」（1単位）については、それ以前に修得した授業内容を法律実務に即して確認し、また、直接の体験を通じて、実務内容と実務法曹を身近なものとして捉えることになる。ここでは、理論と実務の架橋的教育が行われるだけでなく、司法研修所入所後の実務修習への円滑な導入が目的となっている。

実際の実務研修に入る前に、履修者は、裁判官、弁護士から法律実務に関するガイダンスの講義を受けることになっている。これまでのところ、ガイダンスは専ら弁護士から受けている。

その後の法律事務所での実務研修は、1週間（実質は5日間）行われる。具体的な内容については、研修期間内に指導担当弁護士が扱う事項に即したものとなるため、あらかじめ特定することはできない。ただし、横浜弁護士会により、担当弁護士に対し「指導内容」として推奨されている内容は、①法律相談立ち会い（弁護士が法律相談を受ける際に同席するなど）、②事案検討（依頼内容、相談内容・説明を聞いて、方針、回答内容を検討する）、③簡単な実務的文書の起案（内容証明の起案など）、④法律文献調査（依頼、相談を受けた内容に関する判例、文献の調査など）、⑤法廷傍聴（担当弁護士が出席する口頭弁論、公判についてのもの）となっており、履修者は、弁護士の指導のもと、これらの全部又は一部を体験的に学習する。

「エクスターンシップ実施担当委員会」が、本研究科委員長のもと、実務家教員及び横浜弁護士会の法科大学院に関する委員会の委員により構成される。そして、「エクスターンシップ」の成績評価については、以下のように行われることが、研究科委員会において確認されている。すなわち、本委員会に対し、指導担当弁護士は研修の評価書を提出し、また、学生はエクスターンシップの報告書を提出する。これらを踏まえ、本委員会で審議をし、必要に応じ履修者に対する口頭試験を課したうえで、担当教員が成績評価をする。評価は合・否により行われる。

#### （実習科目における守秘義務等）

2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。

1 守秘義務に関しては、「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第2条の2に規定を置き、学生は、実習科目を履修するときは守秘義務を負い、守秘義務誓約書を提出することとしている。また、守秘義務に違反した場合には、懲戒の対象となるものとしている。さらに、履修登録を行わない学生で、実習科目に参加する場合にも、同様としている。

なお、「登記実習」、「エクスターンシップ」の場合、学生から提出を受けた守秘義務誓約書を実習先の各事務所に提出している。

2 特に、「リーガルクリニック」においては、相談者に対し、守秘義務に関する文書を提示し、合意が得られてから相談を受けることにしている（添付資料11-3「誓約書」）。

「みなとみらい法律相談所」における立ち会いについても、同様である。

3 以上の守秘義務については、担当教員により、各実習科目のガイダンスにおいて、十分な注意を行っている。

4 なお、本研究科においては、全学生が「法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠しコース）」に加入している。（添付資料11-4「法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入に係る資料」）

#### （特色ある取組み）

2-15 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育課程について、特色ある取組みを行っているか。

1 法律基本科目のうち、特に基本となる憲法・民法・刑法の内容については、1年次に集中的に履修できるように科目配置をし、その上で、2年次・3年次に反復学修できるような教育課程としている。

2 本学固有の理念・目的・教育目標達成のために、種々の科目を開設し、それが効果的に履修されるための工夫として、コース制を設けていることについては、2-2で述べた通りである。

3 その他、2010年度から、修了要件としてGPA制度を設け、これに伴い、「特別再履修」

の制度を設けた。「特別再履修」の制度は、「可」で単位修得した科目に限り、翌年度以降、特別に再度の履修を認めるものである。したがって、直接は、GPAの値を引き上げることを目的とするものであるが、同時に、早い段階で「特別再履修」することで、基礎固めを促すものであり、段階的履修に資することも目的となっている。

#### [点検・評価(長所と問題点)] (「評価の視点」2-1から2-15)

法令が定める4科目群についての法科大学院制度の目的に即した構成、授業科目のバランスのとれた開設、並びに授業科目内容の各科目群への適合性という点では、法令の定める4科目群すべてについて科目を開設し、授業科目の内容も、各科目群にふさわしいものとなっており(「告示第53号」第5条)、かつ、法曹養成の基本理念にかなうよう、科目を開設しており(「連携法」第2条)、問題はない。

法科大学院固有の教育目標達成にふさわしい授業科目の開設については、本研究科固有の教育目標を達成することができるよう、授業科目を充実させており、これらの科目についての段階的、体系的履修についても配慮し、かつ、主要な科目の相当数は、本研究科の専任教員が担当している。

学生の履修が4科目群のいずれかに過度に偏らないような適切な配慮については、第1に、各科目群それぞれに必修科目を置き、また、コース制を採用することにより、各コースで指定された隣接科目、展開・先端科目に含まれる科目のうちから選択、履修しなければならないものとするので、配慮している。第2に、修了要件総単位数に占める各科目群の割合に関しては、法律基本科目が60%を上回るが、70%を下回っており、これは前述の中教審報告を受けての変更の結果であるので、やむを得ないものと考えている。これに対して、実務基礎科目に関しては、従前、10%をやや下回っていたところ、ほぼ10%となり、改善されたものと考えている。その他の科目群に関しては、修了要件として求められる単位数を2単位少なくしたが、これは、中教審報告を受けて1年次の法律科目を必修科目として6単位増加させるのに伴い、修了要件単位数も6単位増加し、また、実務基礎科目の修了要件単位数を2単位増加させたことを考慮した結果である。以上のように、各科目群のいずれかに過度に偏ったカリキュラムとはなっていない(「告示第53号」第5条第2項)。

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と履修が系統的・段階的に行えるような適切な配置については、カリキュラム・ポリシーでこれを明示した上で、必修科目と選択必修科目とに適切に分類され、学生の履修の点でも、系統的・段階的に行えるよう配慮をしている。特に、コース制(「地域と企業コース」、「市民と自治体コース」)を採用することで、隣接科目、展開・先端科目については、系統的な履修ができるよう工夫がされている。なお、2013年度から、「法曹倫理」を1年次から2年次配当に変更することを決定しているが、系統的・段階的履修を考慮したものであり問題はない。

単位数、授業期間の設定、授業期間の単位については、いずれも法令を遵守し、適切に設定されており問題はない(「大学」第21条～第23条)。

法理論教育と法実務教育の架橋を図るためのカリキュラム編成、授業の内容、履修方法等の工夫については、研究者教員と実務家教員が共同して同一科目にあたり、緊密に連携することで、理論と実務の架橋が図られる仕組みが作られており、これにより、研究者教員、実務家教員がそれぞれ単独で担当する科目においても、理論と実務の架橋という観点からの連携が図られるようになっている。ただし、実務家教員の任期は原則として3年であり、短期でその交代が生じることになることから、新任の実務家教員との連携が緊密に図られるようにする工夫が必要である。

法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、いずれの科目も必修科目として開設されており、さらに、専任の実務家教員が担当しており、問題はない。

法情報調査及び法文書作成を扱う科目の開設についても、必修科目として開設されており、さらに、「法情報学」は、法情報調査についても研究領域とする専任の研究者教員が担当し、その授業は、文献・コンピュータを利用した法情報の収集にとどまらず、その情報を分析、文章化することを含み行われ、「民事実務」、「刑事実務」については、それぞれの領域を専門とする専任の実務家教員が担当し、起案を織り交ぜた授業内容となっており、問題はない。

法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的技能の修得、法曹としての責任感涵



養のための科目開設については、法曹としての実務的技能の修得、責任感涵養を目的とする実習科目を開設しており、問題はない。

実習科目の内容の臨床実務教育への適合性と明確な責任体制のもとでの指導については、「リーガルクリニック」、「登記実習」、「エクスターンシップ」のいずれについても、臨床実務教育にふさわしい内容となっており、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われており、問題はない。

実習科目における守秘義務に関する仕組みの整備と適切な指導については、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが法務研究科履修規程により整えられ、適切に指導が行われており、問題はない。

教育課程の特色ある取組みについては、特に法律基本科目につき、反復学修できるような教育課程としており、また、コース制を設けることで、本学固有の理念・目的・教育目標達成のための工夫をしている。さらに、GPA制度と連動させて特別再履修の制度を設けることで、段階的履修を促すための工夫もなされている。

#### [将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」2-1から2-15）

法理論教育と法実務教育の架橋を図るためのカリキュラム編成、授業の内容、履修方法等の工夫については、実務家教員の任期は原則として3年であり、短期でその交代が生じることから、新任の実務家教員との連携が緊密に図られるようにするために、人事については、できるだけ早期に決定をし、その上で、前任者・新任者・研究者教員との間で、科目内容の打ち合わせを密に行い、交代による問題が生じないように対応することとしている。

### （2）教育方法等

[現状の説明]（「評価の視点」2-16から2-43）

#### （課程修了の要件）

2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。

1 課程修了の要件については、次のようになっている。

(1) 在学期間については、原則として3年以上であり、法学既修者については原則2年以上としている（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第23条の2第2項）。

(2) 修了認定に必要な単位数は、教育課程表にある科目のうちから、従前は96単位以上選択履修することとしていたが、2009年の中教審報告を受け、1年次の履修登録の上限を6単位増加させたことから、2010年度から102単位以上選択履修することとしている。

2 なお、前回の認証評価受審時において、「学修指導」の時間が問題であるとの「勧告」を受けたが、2009年度から廃止しており、「2009年度神奈川大学 大学（認証）評価に伴う『専門職大学院専門評価分科会報告書』」で改善が確認されている。この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

#### （履修科目登録の上限）

2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。

1 1年間に履修登録できる単位数は、次のようになっている。

(1) 1年次については、従前は、34単位を上限としていたが、2009年の中教審報告を受け6単位の増加措置をとったため、2010年度から40単位を上限としている。

(2) 2年次については、従前より、34単位を上限としている。

(3) 3年次については、44単位を上限としている。

2 以上に対し、法学既修者として入学した者は、その入学年度に限り、次のような例外措置がとられている。

(1) 入学年度に限り、原則として38単位を上限として履修登録できる。

(2) 法学既修者認定に際して免除科目とならなかった科目のある者は、40単位を上限として履修登録できる。

3 以上のほか、本研究科が前・後期制を採用していることから、2007年度より、次のように前期に履修登録できる単位数を定めている。

まず、未修者について、1年次は前期24単位、2年次は前期18単位、3年次は前期26単位を上限として、履修登録することができ、次に、既修者について、2年次（入学年次）は前期20単位、3年次は26単位を上限として、履修登録できるものとしている。前・後期制を採用し、各学期ごとに履修登録をすることになっているため、どちらかの学期に履修登録をする科目（単位）数が偏ることで、段階的・系統的な履修の妨げにならないようにするためである。

#### （他の大学院において修得した単位等の認定）

2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内、ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第21条）。

学則において、学生が他の大学院において履修した授業科目について、本研究科において教育上有益とみとめられる場合には、30単位を上限として、本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第13条第4項、第5項）。

単位認定の申請があった場合には、まず、本研究科教務担当委員が、認定を求める授業科目につき単位修得した大学のシラバス等を参照し、次いで、認定を求められた授業科目の担当者と協議をし、さらに、必要に応じて認定を求める学生と面接した結果に基づき、最終的には、認定の可否についてを本研究科委員会会で決定している。

#### （入学前に修得した単位等の認定）

2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第22条）。

学則において、まず、学生が本研究科入学前に履修した授業科目について修得した単位は、本研究科の教育上有益と認められる場合に限り、30単位を上限として、本研究科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる、と定められ、また、このみなし修得単位数は、学生が本研究科入学後に他の大学院において修得した単位につき、本研究科で単位として認定された単位数と、法学既修者についてのみなし修得単位数と合わせて30単位を超えることができないものと定められている（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第13条の3）。また、みなし単位認定の可否について、最終的には、本研究科委員会の議を経て認定することができるものとされている（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第13条の3第1項）。

認定に際しての手続きについては、2-18で記述したとおりとなる。

なお直近では、2012年度に既修者として入学した学生につき、「法曹倫理」「法情報学」「国際関係法」（各2単位）の単位認定を行った例がある。（添付資料11-5「既修得単位認定結果」）

#### （在学期間の短縮）

2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。

本研究科では、2-19で述べたとおり、学生が本研究科入学前に、他の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、30単位を上限として、本研究科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。しかし、これに伴う在学期間の短縮は行っていない。

#### （法学既修者の課程修了の要件）

2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の

修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。)に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。

1 本学における法学既修者とは、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると本研究科が認める者のことをいい、その在学期間については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとされている(添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第23条の2第2項)。

2 法学既修者については、以下の科目と単位数が修得したものとみなされる(添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第13条の3第2項、第10条に定める別表、すなわち教育課程表中の履修方法2を参照)。

(1) 原則として、1年次配当の法律基本科目は、すべて単位数修得したものとみなされる。すなわち、従前は、10科目24単位数が修得されたものとみなされるものとしていたが、2009年の中教審報告に基づき、1年次の法律基本科目を6単位数増加させたことに伴い、2010年から、1年次配当の法律基本科目12科目30単位数(「公法(人権)」、「同(統治機構)」、「同(行政法総論)」、「民法(総則・物権)」、「同(債権総論・担保物権)」、「同(債権各論)」、「同(親族)」、「同(相続)」、「民事訴訟法Ⅰ」、「刑法総論Ⅰ」、「同Ⅱ」、「刑法各論」)が修得されたものとみなされる。

(2) また、導入科目の性質を備える、展開・先端科目1科目2単位数(「司法制度論」)がすでに修得されたものとみなされることになっている。この点は、前回の認証評価において、再検討が望まれた点であるが、科目の内容に鑑みて、変更は行っていない。ただし、前回の認証評価を受け、初学者向けであることをシラバス上明記することとしている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.67、添付資料11-6「司法制度論講義資料」)。

(3) なお、既修者認定試験において成績不良の科目がある場合には、当該科目に関連して、6単位数までは単位数修得したものとみなされないことがある。この点は、2009年度の中教審報告に基づき、2010年度から定めたところである。

#### (履修指導の体制)

2-22 法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。

1 入学予定者に対しては、入学当初から学修が適切に行われるよう、入学前の課題を与えている。具体的には、未修者を念頭に置き、法律基本科目についての入門書を、あるいは、既修者については、これまでの知識と理解を整理することができる書籍を紹介し、読了したうえで、入学するよう指導している。

2 入学当初に、教育課程上の成果を上げるために、ガイダンスが行われている。その際、本研究科の基本理念、目的の説明にとどまらず、カリキュラムの構成等の説明を詳細に行っている。

3 本研究科では、少人数によるクラス制と複数担任制を採用し、個々の学生に応じた履修指導が行えるように配慮している。

(1) まず、各クラスには、クラス担任があてられる。クラス担任は2人制で、研究者教員1名と実務家教員1名が担当しており、学生の個別の相談に応じられるようにしている。

(2) 次に、クラス懇談会は、入学当初のガイダンスの後に必ず開催され、法学未修者及び法学既修者それぞれに対する教育課程上の指導を行っている。また、クラス担任は、原則として持ち上がり制で、3年間(法学既修者の場合2年間)同一の教員が担当することになっている。そして、以上のクラス懇談会は、入学年度だけでなく、毎年度開催され、かつ、春のガイダンス時だけでなく、1年間を通じ、随時開催されている。

4 1年次前期授業科目のうち、「法情報学」、「司法制度論」は、法学入門を兼ねた必修科目であり、法学未修者はその両方の科目を、法学既修者は、法学未修者とともに「法情報学」を履修することで、本研究科の学修に円滑に移行できるよう配慮している。

5 なお、前回認証評価時においては、「学修指導」の時間を設け、科目担当者による当該科目についてのオフィス・アワーと位置づけていたが、「勧告」に従い2009年度から廃止している(2-3参照)。

## (学習相談体制)

### 2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。

学生の学習方法等についての相談には、専任教員が、次のようにして対応している。

1 専任教員についてはオフィス・アワーを設定し、前期・後期ごとにこれを学生に公表している。

2 少人数のクラス制度が設けられ、各クラスごとに専任教員2名（研究者教員と実務家教員各1名）が、クラス担任となっていること、また、適宜クラス懇談会が開催されていることについては、記述のとおり（2-22参照）。その他、定期テスト後、成績不良者に対しては、クラス担任が学習方法等の聞き取りをし、指導することになっている（成績不良者に対する指導実績については、添付資料11-7「2012年度第6回神奈川大学大学院法務研究科委員会議事録」を参照）。

3 以上とは別に、専任教員による新入生全体に対する懇談会を、ゴールデンウィーク後の適当な時期に開催している（開催実績については、添付資料11-8「新入生との意見交換会のお知らせ」を参照）。

4 さらに、e-Learning システム上で、学生からの相談等に応じられるようになっている。

5 なお、前回認証評価において、夏季休業、春季休業に実施される「特別講義」については、学習支援の範囲を逸脱し、事実上の補講や専任教員による受験対策の機会になる場合があり、適切とは言えないので、改善されたい、との「勧告」を受けたが、この点については、すでに改善済みであり、2-25で詳細は述べることにする。

### 2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。

1 本研究科では、アカデミック・アドバイザー（以下、「AA」とする。）による相談、学習支援が行われている。本学のAAとして、常勤のAA1名（業務委託契約により週4日勤務）と非常勤のAA若干名が配置されており、いずれも司法試験合格者である。

2 AAによる指導は、学生一人ひとりの学習を支援するために行われるものであり、基礎学力の補充や弱点の克服を中心に、学生からの要望に応じて内容を編成している。

3 なお、前回認証評価における、AAによる指導が、一部司法試験対策に偏するおそれがあり、また専任教員による監督体制が十分ではないので、改善が望まれる、との「助言」を受け、次のように対応している。

(1) なるほど、一部に「答案練習」と称する内容が含まれているが、法曹としての資質に必要な論理的な思考力、法律的な文章表現力等を身につけさせることを主目的とするものであり、司法試験対策に偏するものではない。

(2) また、司法試験対策に偏する指導とならないよう、次のような「監督体制」がとられている。まず、従来より、年1回、専任教員とAAとの意見交換会を開催している。その場で、AAからの実施報告を口頭で受けていたが、指導内容を確実に把握するため、2010年度後期から、実施日時・時間・対象者・内容等を所定の様式で報告を受けることとした。さらに、各年度のAAの採用に関しては、研究科委員会において、具体的な指導内容等も斟酌のうえ、採否を設定することとしている。

以上の改善内容については、2012年度「改善報告書」に記したとおりである。

### 2-25 正課外の学習支援（法科大学院以外の組織における活動であって、法科大学院が関与し法科大学院の学生が参加するものを含む。）が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。

正課外の学習支援としては、次の3つが行われている。

1 まず、専任教員による、「学修支援」が行われている。これは、学生の求めに応じて、少人数の学生を対象としてゼミ形式で行われるものであるが、その多くは、修了生に対するものであり、一部、在学中の学生の求めに応じて行われている場合であっても、成績不良者を対象とするフォローアップを目的とするものである。また、学修指導の内容については、司法試験受験対策に偏する内容とならないよう、実施報告書を提出することになっている。

2 次に、AAによる学習支援（「フォローアップ講座」）が行われている。その内容については、2-24で述べた通りである。

3 最後に、夏季、春季休業中に「特別講義」が行われている。2-23でも記したように、前回認証評価における「勧告」を受け、次のように行われている。まず、学生アンケートで希望された科目に限り行われており、出席が強制されるものではなく（この点は従前から同様）、次に、開講される科目については、すべて非常勤の教員によって行われている（この点は2010年度以降改められた点）。したがって、「事実上の補講」とはなっておらず、「専任教員による受験対策の機会」ともなっておらず、フォローアップを目的とするものとなっているので、改善済みである（以上については、2012年度「改善報告書」記載のとおり）。

#### (授業計画等の明示)

**2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第1項）。**

1 本研究科では、シラバスについては、冊子体の『法科大学院履修要覧・シラバス』を毎年作成し、学生に配布している（配布時期は、4月当初のオリエンテーション時）。また、同一の内容は、コンピュータを利用してウェブ上でも公開されている（公開時期は、3月中旬から下旬）。

シラバスには、全科目について、授業内容、授業計画、授業運営、評価の方法、使用書、参考書が記されている。本研究科の場合、原則として1科目の授業は半年間で行われるが、後期に開講される科目についても、年度当初のシラバスに、上記内容が記載されている。

さらに、法務研究科においては、シラバス全体を統括する担当者が1名置かれており、各講義担当教員が執筆したシラバス案を入念にチェックし、記述を改善すべきときには、具体的に修正を指示することになっており、その指示後も修正が不十分だと判断されるときは、法務研究科FD委員会の議を経て、さらに修正勧告を行うことになっている。

2 なお、学生の理解・参加状況は、年度によって異なり、当初の授業計画どおりに進行しないこともある。これによる不都合については、教育研究支援システムとして採用されているe-Learning システムを利用することにより、授業計画の変更・修正について、あらかじめ学生に周知できるようになっている。

また、シラバスとは別に、e-Learningシステムを利用して、ティーチングポートフォリオを活用している。ここでは、講義開始前の段階で、授業の目的・他の科目との関連性などが記載されることになっており、さらに、全ての授業が終了した後、授業内容、計画、運営等について、自己点検が行われることになっている。

**2-27 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。**

本研究科が学生に対して行った各授業科目のアンケート調査によれば、また、全授業終了後に記述される各教員による自己点検（ティーチングポートフォリオ）においても、概ね、シラバスに沿って当該授業が行われていることが確認できる。

#### (授業の方法)

**2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。**

本研究科では、学生に対し、各学期、各授業科目のアンケート調査を行っており、そこには、「この授業は双方向的に行われていますか」、「授業中の質問に対して適切な対応がなされていますか」との質問項目が含まれている。学生は、各質問に対して、「1. 強くそう思う」、「2. そう思う」、「3. どちらともいえない」、「4. そう思わない」、「5. 全くそう思わない」のうちどれかを回答することになっている。2009年度前期から2012年度前期までの学生の回答は、演習科目はもちろん、講義科目においても1、2、3に集中しており、授業は適切に実施されている。

(添付資料2-21「授業評価アンケート」)

**2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。**

2-5で述べたとおり、法律基本科目において、授業時間中に、司法試験の短答式試験問題を扱う場合には、知識等の確認のため、補助的に使用されるのにとどまるのにすぎない。演習時間中に起案させる一部の演習科目においても、司法試験の論文式試験を使用するものではなく、実際に使用される問題は、オリジナルのものであり、例えば、既に演習において扱ったテーマを中心に、知識や論理的な理解の確認のために行われたり、あるいは、事前に伝えられたテーマの予習を前提とする理解度を確認するために行われたりするものである。したがって、授業内容との連続性・体系性を欠くものではなく、問題はない。

また、「民事実務」、「刑事実務」の中で、法律文書の作成をさせることがあるが、それは、起訴状、訴状、答弁書、判決書などの作成であって、やはり、司法試験の受験対策ではない。

**(授業を行う学生数)**

**2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第6条第1項）。**

本研究科では、原則として、受講者が講義科目は50名、演習科目は25名を超えることがないように、開設当初より配慮してきた。

現在の本研究科の入学定員は35名であり、現実の入学者はさらにこれを下回るものであるから、1年次配当科目の全科目の受講者数が、50名を大きく下回り、少人数で行われている。なお、1年次配当科目を前年度に修得できなかった学生による再履修、あるいは、特別再履修があっても、50名を超えることはない。

2年次以降配当の科目についても、入学定員と入学者数の実数から、全ての科目において、50名以下で行われている。

なお、2年次以降に開講される演習科目については、入学定員と入学者の実数から、これに再履修者を加えても、1クラスで行っても25名を超えることがないところ、原則として2クラスに分けて行い、少人数教育を実施している。

以上のことについて、詳細は、「法科大学院基礎データ」表4を参照。

**2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）が法令上の基準（50人を標準とする）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第6条第2項）。**

2-30で述べたとおり、本研究科においては、講義科目については、50名を標準として行い、演習科目については、履修予定者を2クラスに分け、1クラス25名を標準として行うことにし、法律基本科目のうち、講義科目と演習科目もまた、この基準に従って、適切に設定されており、入学定員と入学者の実数からも、この基準は遵守されている（その詳細は、「法科大学院基礎データ」表4を参照）。

**2-32 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。**

個別的指導が必要な「リーガルクリニック」、「登記実習」、「エクスターンシップ」については、いずれも、それにふさわしい学生数が設定されている。

「リーガルクリニック」については、希望する学生の数に応じて、5ないし10名の班分けが行われ、各班には実務家教員と研究者教員がそれぞれ担当者として割り当てられている。そして、その班ごとに法律相談を受け、あるいは、法律相談に立ち会い、班ごとに割り当てられた担当教員と学生との間で、質疑、討論が行われている。

「登記実習」については、1～3名ごとに司法書士事務所での実務研修を受けることになっており、また、受講者全員に対して、実習に先立ち概説（ガイダンス）的講義が行われるが、受講者が20名を超えたことはない。

「エクスターンシップ」については、弁護士1名に対し学生1名が、弁護士事務所での実務研修を受けることになっている。

## (成績評価及び修了認定)

2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか(「専門職」第10条第2項)。

### 1 成績評価について

(1) 「神奈川大学大学院学則」第19条に基づく「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条によれば、成績評価については、

- (秀) 100点～90点 合格
- (優) 89点～80点 合格
- (良) 79点～70点 合格
- (可) 69点～60点 合格
- (不可) 60点未満 不合格

とされており、再試験の合格評価は、再試験の結果に平常点を加え、合格最低点(60点)をもって行うものとしている。

学生に対しては、成績評価が「絶対評価」により行われること、「評価区分」と「評価基準」が下記のようなものであることを、シラバスを通じて知らせている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.11)。

- (秀) 90点以上…所期の目標を十分に達成し、特に秀でた成績を示している。
- (優) 80点以上…所期の目標を十分に達成し、優れた成績を示している。
- (良) 70点以上…不十分な点があるが、所期の目標をほぼ達成している。
- (可) 60点以上…所期の目標の最低限は満たしている。
- (不可) 60点未満…いくつかの重要な点において所期の目標を達成していない。

(2) また、以上のような成績評価になじまないため、成績評価を合否判定で行う科目として、「リーガルクリニック」、「登記実習」、「エクスターンシップ」がある。

学生に対しては、成績評価が「合」「否」により行われ、「評価区分」と「評価基準」が下記のようなものであることを、シラバスを通じて知らせている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.11)。

- (合) …授業の内容・目的を「理解している」と評価できる。かつ実習活動にも満足している。
- (否) …授業の内容・目的が「理解不十分」と評価される。あるいは実習活動に不満足である。

### 2 履修した授業科目の成績評価基準について

(1) 学生が履修した授業科目の成績評価基準は、各授業科目の担当教員が、シラバスの各授業科目の部分であらかじめ示しており(例えば、試験による評価○○%、平常点による評価○○%のように記載される)、再試験についても同様である。なお、平常点の評価項目についても、同様にシラバスに示されるが、同時に、各授業科目の中で学生に周知されることになっている。

(2) 成績評価について、「絶対評価」によるものとし、このことは、シラバスに記載されている(添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.11)。

(3) なお、前回認証評価において、一部の科目において、学期末試験と平常点の割合が示されていないなど、成績評価基準が十分に明示されていないので、改善を要すると「勧告」を受けた。この点については、シラバス全体を統括する担当者が1名置かれ、各講義担当者によるシラバス案をチェックし、記述の改善を要する場合にはその修正を指示し、その指示後も十分な修正がなされない場合には、FD委員会の議を経てさらに修正勧告を行うことにしており、改善されている。以上のことは、2012年度「改善報告書」に記載のとおりである。

### 3 単位認定について

学生が履修した授業科目の単位認定については、前述の成績評価基準により行われている。また、各学期(前・後期)の単位認定は、各学期終了後の研究科委員会において行われることになっている(添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第19条の2)。

なお、他の大学院において修得した単位等の認定、入学前に修得した単位等の認定については、すでに述べたとおりである(2-18、2-19参照)。

以上の内容は、「学則」に基づくもので、シラバスに掲載されている。

#### 4 課程修了の認定について

(1) 本研究科の課程修了の要件につき、「神奈川大学大学院学則」第23条の2第2項によれば、「法務研究科の課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得するとともに、教育課程表に規定する他の要件を全て満たすこととする。ただし、法学既修者の在学期間については、当該課程に2学年以上在学すれば足りるものとする」と定められる。

(2) 課程修了のための単位数は、学則別表に定めるとおり、102単位以上となっている。

(3) 課程修了のための単位数を修得するほか、2010年度から、GPA制度を導入し、GPAが1.8以上であることも修了の要件となっている（添付資料2-5「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条の2、教育課程表）。

なお、講義・演習科目の成績評価区分に基づくGPAの値とその計算方法を含め、修了要件については、シラバスに掲載されている（添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』p.11-12）。

<b>2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。</b>
---

#### 1 成績評価・単位認定を客観的かつ厳格に行うための方策

##### (1) 成績評価について

成績評価の（秀・優・良・可・不可）については、シラバス記載のとおり「絶対評価」によるものとし、各授業科目に担当教員が、定められた書式に従って、定期試験、平常点の評価基準を記載して、提出が義務づけられると同時に、授業科目ごとの成績分布も各授業科目の担当教員が作成し、教務委員に提出することになっている。さらに、各授業科目については、その定期試験の講評を、e-Learning 上で担当教員により行うこととしている。

##### (2) 単位認定について

本研究科における単位認定は、各授業科目の担当教員による成績評価がなされた後、最初の研究科委員会において行われる（添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第19条の2）。ここでは、各授業科目ごとに審議を行っており、各科目担当教員による説明の後、質疑応答がされ、疑義がないことが確認されて、最終的な認定が行われている。

なお、成績評価基準が著しくバランスを欠く例が見られるときは、研究科委員会において、授業担当教員の所見を聞き、審議のうえ必要に応じて修正を指示している。

##### (3) 成績評価に対する学生の成績照会と異議申立て制度

前述の研究科委員会における単位認定の後、各学期の成績評価を学生に開示される際、併せて、一定期間、学生は成績照会をすることができること、その回答に対して、学生は異議申立てをすることができることを文書により通知している。

成績照会と異議申立ての手続きは、内規によりこれを定めており（添付資料2-16「法務研究科成績照会・異議申立てに係る取扱要領」）、学生が文書により成績照会をすると、直近の研究科委員会で報告がされ、当該科目担当教員は、学生に対し文書で回答するものとしている。その後、異議申立てが、学生の文書によりなされると、その審査委員会が立ち上げられ、審査結果、すなわち、成績変更の要否については、研究科委員会で審議がされることになっている。

#### 2 成績評価・合否の割合等のばらつき・再試験の位置付けについて

なお、前回認証評価においては、成績評価・合否の割合等にばらつきがあること、成績評価のばらつきが再試験により是正されていることに伴う再試験の位置付けについて、「勧告」を受けた。

(1) まず、成績評価の客観化・厳格化という観点から、成績評価は「絶対評価」によるものとしており、成績評価・合否の割合等のばらつきについてを、「相対評価」により是正することは行っていない。

(2) 個々の担当教員による主観的事実による成績評価のばらつきを是正すべきことは当然であるから、専任・非常勤講師を問わず、定期試験実施に先立ち、定期試験の作問依頼に際し、厳正な成績評価をすべきことを、FD委員会から文書により指示をしている。

(3) その他、客観的・厳正な成績評価を担保する方策については、前述のとおり。

(4) なお、再試験については、受験資格の認定は科目担当者が行い（添付資料2-5「神奈川



大学大学院法務研究科履修規程」第5条)、また、その実施の基準は、定期試験の評価が不可となった者に対し、補習を実施した上で、正規の授業・補習の内容を踏まえた再試験を実施するというものであり、この運用について、担当教員が基準を踏まえ、独自の方法をとらないよう、研究科委員会で実施方法を確認している。したがって、再試験制度により、成績評価のばらつきは是正がある程度なされているとしても、それは結果的にそうなっているにすぎず、ばらつきは是正を目的とするものではない。

以上の(1)～(4)については、2012年度「改善報告書」に記載のとおりである。

### 3 課程修了の認定について

本研究科における課程修了の認定は、以上のような成績評価と単位認定の手続きを経て、年度末の研究科委員会において行われている。その研究科委員会において、各学生ごとに審議を行っており、なお疑義のある場合には、各科目担当教員との質疑応答がされ、その後、最終的な認定が行われている。

#### (再試験及び追試験)

2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。

1 本研究科では、法科大学院における教育の理念であるプロセスを重視するという観点から、特に、法学を初めて学ぶ純粋な未修者を念頭に、日頃の学生の努力と理解の進捗状況を測るために、「補習後再試験」の制度を設けている。

2 2008年度までは、演習科目を除く法律基本科目に限り、「補習後再試験」を行ってきたが、2年次以降の学生に「補習後再試験」を行うことは、制度の趣旨から逸脱すると考え、2009年度からは、1年次配当の法律基本科目に限り、再履修者・特別再履修者を除く未修者を対象に、「補習後再試験」を行うことにした。

3 2-34でも述べたとおり、「補習後再試験」の受験資格の有無は、科目担当者の決定と研究科委員会の審議を経ることになっており、また、1年次の法律基本科目が「不可」となった者に対して(再履修者・特別再履修者を除く)、補習の受講を義務づけた上で、正規の授業・補習の内容を踏まえた再試験を実施している。この運用について、担当教員が基準を踏まえ、独自の方法をとらないよう、研究科委員会で実施方法を確認している。

4 以上のことは、「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第5条に規定されている。また、再試験の合格評価は、再試験の結果に平常点を加え、合格最低点(60点)をもって行うものとしており(添付資料2-5「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条)、その可否に関する成績評価の基準は、シラバスに記載され、授業時間内において学生に周知することとなっている。さらに、最終的な成績評価の決定は、研究科委員会において、科目担当者による説明、それに対する質疑応答の後、決議されるものとしている。したがって、学生への周知は図られており、かつ、客観的、厳格に成績評価も行われている。

2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。

本研究科では、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対し、追試験を行っている(添付資料2-5「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第4条、添付資料2-8「神奈川大学大学院学則」第16条2項)。

追試験希望者は、医師の診断書等理由を証明するに足る書類を添え、原則として当該科目の定期試験終了後3日以内にその申請をし、研究科委員会内に設置される追試験委員会の許可を得なければならないものとされている(添付資料2-5「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第4条第2項)。

以上の内容は、シラバスに掲載されており、また、追試験実施日については、あらかじめ掲示によりこれを明示している。

これまでの追試験実施状況は、添付資料2-19「再試験・追試験及び補習の実施に関する資料」とおり。

(進級制限)

**2-37 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。**

本研究科では、開設当初は、1年次の法律基本科目に関し、修得できない科目がさほどないものと予想し、進級制限を行っていなかったが、かなりの程度、修得できない科目のある学生が生じていることが明かとなったことから、2009年度から1年次から2年次への進級要件を設けている。また、2009年の中教審報告を受け、1年次の法律基本科目を6単位増加させたことに伴い、要件の修正を行った。現在の進級要件は、次のとおり。

1年次終了までに、1年次配当の必修科目の単位数（36単位）のうち22単位以上を修得し、かつ、1年次配当の法律基本科目のうち①公法系より4単位上、②私法系より10単位以上、③刑事系より4単位以上修得していなければならない。

以上は、「神奈川大学大学院法務研究科履修規程」第9条の3に基づき、教育課程表に記し、学生に明示されている。

**2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。**

進級要件を定めているので、それに変わる措置は講じていない。

(教育内容及び方法の改善)

**2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。**

本研究科には、教育内容及び方法の改善を図るために、委員3名（いずれも研究者教員）から構成されるFD委員会が設置されており、このFD委員会は、原則として月に1回の割合で開催されている。

法科大学院における教育の質の向上を目的とした諸活動は、FD委員会が検討のうえ本研究科委員会に発議することとなっている。また、本研究科委員会において承認され実行されたFD活動については、FD委員会がその監督を行うこととなっている。

本研究科において現在実施されているFD活動は、(1)最終授業の直後に実施している「授業評価アンケート」、(2)第一回授業開始前及び最終授業の直後に作成されるティーチングポートフォリオ、(3)教員間の授業参観、である。また、2012（平成24）年度より、各教員が作成したシラバス案を、主としてFD担当教員が全文チェックし、問題点があればこれを指摘して修正を促す取り組みを開始した。

**2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。**

本研究科のFD活動は、FD委員会の発議ないし計画立案に基づき、研究科委員会において専任教員全員により審議・決定されている。したがって、日頃の教育実践内容は、研究科委員会において意見交換されたうえで情報共有されており、教育内容及び方法の改善に向け、相互の努力が重ねられている。

例えば、学生の授業評価アンケートの項目については、毎年研究科委員会において検討され、その際、個々の教員が、自己の教育内容・方法の改善に参考となるような項目を、吟味している。また、各科目の成績評価については、研究科委員会において科目ごとに専任教員全員で検討しており、成績評価基準が著しくバランスを欠く例が見られるときは、研究科委員会において、授業担当教員の所見を聞き、審議のうえ必要に応じて修正を指示している。

なお、FD委員会の職務内容が教務全般とも関連することから、FD委員のうち少なくとも1名は教務委員と兼務している。

**2-41 学生による授業評価が組織的に実施されているか。**

授業評価については、すべての授業科目について、授業最終回において授業評価アンケート用紙を全学生に配布して実施している。とりまとめは学生の代表が行い、厳封のうえ事務室に提出しており、授業担当教員は、アンケート用紙の回収・整理には関与しないことになっている。

## 2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。

授業評価アンケートは、各科目ごとに事務担当者において、数値的指標と学生からの感想・要望等が転記された1枚の授業評価シートにとりまとめられ、各授業担当者に配布されると同時に、研究科委員会において全専任教員に開示される。各授業担当者は、研究科委員会において質問が生じれば、それに回答する。さらに、授業評価シートに主として学生の感想・要望に対する所見を記載し、FD委員会に提出する。FD委員会は、全教員の授業評価シートを取りまとめて学内の図書室に備置し、学生に公開している。

### (特色ある取組み)

## 2-43 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。

本研究科においては、既述のように、特にコース制を設け、かつ、本研究科の教育目標に合致した固有の科目を開設している(2-2参照)。

また、授業科目・演習については、少人数制を実施し、オフィス・アワーはもちろんのこと、個別に学生に対応できるよう、担任によるクラス制を設け、教育内容が学生に十分浸透するように配慮している。さらに、AAによる、個別担当の制度を設けている。

演習に関しては、研究者教員と実務家教員のペアで担当し、各回双方の教員が出席することで、実務と理論の架橋が行われるよう配慮している。

さらに、教育支援システムとしてのe-Learning システムを導入し、時間と場所を選ばずに、教員からの予習・復習、授業内容の指示が行えるようになっている。

### [点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」2-16から2-43)

**課程修了の要件**については、1年次の履修登録の上限を6単位増加させたが、修了認定に必要な単位数は106単位を超えておらず、在学期間・修了認定に必要な単位数ともに、法令上の基準を満たしており、かつ、履修上の負担が過重になっておらず、問題はない(「専門職」第23条)。

法学既修者の**履修科目登録できる単位数の上限**を38単位としていることにつき、前回認証評価において、「法令上の履修上限単位数を遵守できるように改善されたい」との勧告を受けていた。この点については、「告示第53号」第7条が、「三十六単位を標準として定めるものとする」としているので、「標準」の範囲内であり、問題はないとの認識に基づき、2012年度までは変更していない。しかし、[将来への取組み・まとめ]で記すように、2013年度から改めることをすでに決定している。

**他の大学院において修得した単位等の認定**、**入学前に修得した単位等の認定**については、いずれも、法令(「専門職」第21条、第22条)に従い規定を設けており、問題はない。ただし、みなし単位認定の可否についての手続規定が、学則等に定められていないため、今後、みなし単位認定の可否を、厳正かつ客観的に決定するためのルールを明確化する必要はある。

**在学期間の短縮**については、本研究科では行っていない。

**法学既修者の課程修了の要件**については、1年次配当の法律基本科目すべてと導入科目の性質を備える「司法制度論」(展開・先端科目)がすでに修得したものとみなされており、その結果、法学既修者がすでに修得したものとみなされる単位数は合計32単位となり30単位を超えるが、これは、2010年度から1年次配当の法律基本科目を6単位増加させたためであり、これに伴い、修了要件単位数も増加して102単位以上となっているのであるから、法令上の基準も充たしている(「専門職」第25条)。

**履修指導の体制**については、法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制に工夫をしており、履修指導は効果的に行われている。なお、前回認証評価時に「勧告」を受けた「学修指導」の時間については、[現状の説明]にも記したとおり、2009年度から廃止している。

**学習相談体制の整備**と**学習支援の効果的実行**については、教員によるオフィス・アワーだけでなく、複数の方法が整備されており、相談体制は効果的に行われている。

**正課外の学習支援**については、司法試験受験対策に偏する内容とならないよう、十分に注意が図られている。なお、夏季・春季休業中の「特別講義」については、前回認証評価時において「勧告」を受けたが、改善済みである。

**授業計画等の明示**、**授業のシラバスに従った適切な実施**については、シラバス等を通じ、各回の授業内容があらかじめ明示されており、このことはシラバス全体を統括する担当者を置く

ことで徹底されている。また、授業についても、概ねシラバスどおりに行われており、問題はない。

**授業の方法**については、全体として見れば、双方向又は多方向的に行われ、質疑応答も十分に行われており、また、授業内容との連続性・体系性を欠くような司法試験受験対策的な授業方法もとられておらず、法曹養成のための実践的な教育方法としては、適切に実施されている。

**少人数による授業の実施**と**法律基本科目の学生数の適切な設定**については、法令(「告示第53号」第6条第1項・第2項)に適合した内容で授業が行われており、問題はない。**個別的指導が必要な授業科目の学生数**についても、同様である。

**学修成果に対する評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示**については、いずれに関しても学内規則に定められており、かつ、シラバスに掲載され、さらに、シラバスは、ウェブ上でも閲覧可能となっているから、あらかじめ学生には十分明示されている。なお、前回認証評価において、一部科目で成績評価基準が十分に明示されていないとの「勧告」を受けたが、シラバス統括担当者により、必要に応じて修正を指示、勧告することになっており、改善済みである。

**成績評価・単位認定の客観的かつ厳格な実施**については、これを行うための種々の方策がとられている。なお、前回認証評価において、成績評価・合否の割合等にばらつきがあり、成績評価のばらつきが再試験により是正されていることに伴う再試験の位置づけについて「勧告」を受けたが、成績評価の客観化・厳格化という観点から、成績評価は「絶対評価」によるものとしており、また、成績評価のばらつきを是正することを目的として再試験が実施されているわけではない。

**再試験の基準及び方法の明示、その認定の客観的かつ厳格な実施**につき、本学では「補習後再試験」制度を設けており、これは規程に定められると同時にシラバスにも記載され、授業時間内において学生に周知されている。再試験の実施は、受験資格の有無の審議を経て、補習の受講を義務づけた上で、正規の授業・補習の内容を踏まえて実施されており、その合格評価も、再試験のみをもって評価するものではなく、プロセスを重視したものとなっており、客観的、厳格に成績評価は行われている。なお、法学を初めて学ぶ純粋な未修者を念頭においた制度であることから、2009年度から1年次配当の法律基本科目に限りこれを行うことに改めている。

**追試験制度とその明示された客観的基準に基づく実施**については、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行っている。ただし、病気以外の理由については、規定上、限定的に列挙することは困難であるところ、これまで、病気以外の理由で、やむを得ない理由と判断された例については、追試験委員会の審議を経て、法務研究科委員会に報告がされており、特に問題はない。

**進級制限措置の実施又はそれに代わる適切な措置**につき、本研究科では、2009年度から1年次から2年次への進級要件を設けている。

**FD体制の整備と実施**につき、FD委員会の活動は、毎年度定期的に行うFD活動(授業評価アンケート、相互授業参観など)だけではなく、現に教育の質の低下を生じさせかねない事態が生じている事象に対応することが肝要である。この点において、近年においては、全教員のシラバス原稿を添削すること、成績評価が甘くなりがちであった非常勤講師に対しても厳正な評価を促す文書を発することなどが行われた。このように、単にルーチンワークの達成に満足することなく、恒常的に質保証のための点検と対応を行っているとして評価できる。

**FD活動の有効な機能**という点では、FD委員会委員の選任、その職務内容及び実施状況に関し、組織体制は十分に整備され、FD活動自体も適切に実施されている。また、本研究科のFD活動は、一部のFD委員により行われるのみで、形骸化するようなことのないよう、研究科委員会を通じて、全専任教員により行われており、教育内容及び方法の改善にFD活動が有効に機能している。ただし、FDの活動内容が、必ずしも非常勤講師に対しては、十分に伝えられているとは言えず、この点で問題は残る。

**学生による授業評価の組織的实施**と**授業評価結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**について、従前は、学生にe-Learningシステム上において授業評価アンケートに回答するよう依頼していたが、回答率が低下する傾向が見られたため、現行の方式に改めた。現在の回答率は9割を超えている。したがって、授業評価アンケートの学生への公開は十分に行われており、授業評価アンケートの回収率も問題はない。また、授業評価アンケートの結果は、研究科委員会における審議の対象となっているため、結果を組織的に反映できていると考えている。

教育内容及び方法に関する特色ある取組みについては、「現状の説明」で述べたとおりであり、本研究科の理念・目的並びに教育目標達成のために、他大学とは異なる特色あるものとなっている。

#### [将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」2-16から2-43）

履修科目登録の上限、特に、法学既修者のそれについては、前回認証評価における「勧告」を受け、法令上の上限にあわせる形で、2013年度より「1 1年間に履修登録できる単位数は1年次については42単位、2年次については36単位、3年次については44単位以内とする。2 法学既修者については、上記1にかかわらず、2年次に履修登録できる単位数は、法学既修者認定に際して免除科目とならなかった法律基本科目にあたる科目を修得する場合に限り、それらの科目を6単位まで加えることができる」、と変更することが、2012年度5月の研究科委員会において、すでに決定している（下線部が変更部分）。以上のような変更により、「勧告」に対応した改善をすでに終えており、この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

他の大学院において修得した単位等の認定、入学前に修得した単位等の認定の可否についての手続きを明文化する必要があるが、学内諸規程との調整が必要となる。そこで、当面の間、[現状の説明]で記した手続きに従い、認定の可否が厳正かつ客観的に決定されるよう努めていく。

学習相談体制の整備と学習支援の効果的実行については、専任教員によるクラス担任制度とは別に、AAによる個別指導体制を設けることにし、AA1名あたり5名程度の学生を担当してもらい、早ければ2012年度後期、遅くとも2013年度から「相談体制」の強化を図ることとしている。

正課外の学習支援については、過度に司法試験受験対策に偏する内容とならないよう、担当者に対し、今後も注意を促していく。

少人数による授業の実施、法律基本科目の学生数の適切な設定と個別的指導が必要な授業科目の学生数の設定については、入学定員を2013年度から25名とすることになっており、将来的にも問題が生じることは考えがたい。

FD体制の整備と実施については、特段の問題が生じない限り、現行の方法を今後も維持する。今後特に重点的に取り組むべきと考えられるのは、FD活動を非常勤講師に浸透させることであると思われる。2012年度は、非常勤講師に対しても、シラバスの添削、相互授業参観及び厳格な成績評価の依頼を行った。その結果、初めて非常勤講師1名による授業参観が行われたが、さらに浸透させてこの人数を増加させる必要がある。また、シラバス添削に対しては激しく反発した非常勤講師もあり、添削の趣旨と目的について理解を広める必要があると感じている。

FD活動の有効な機能という点で、今後は、本研究科のFD活動が非常勤講師に対しても十分に浸透するよう、FD委員会により適宜文書を配布するなどして、対応することが必要だと認識している。2012年度から、非常勤講師に対してもシラバスの厳重なチェックを行い、定期試験採点の厳格化の確認文書を送付しているところであるが、今後はこれを拡大して、非常勤講師にも専任教員と同等のFD活動を求めて行く予定である。

学生による授業評価の組織的实施について、当面は現行の方法を維持するが、授業評価アンケートの厳格な実施についてはFD委員会が十分に監視することとする。

### (3) 成果等

[現状の説明]（「評価の視点」2-44から2-48）

#### (教育効果の測定)

2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。

1 2-26での述べたように、シラバスには、全科目について、授業内容、授業計画、授業運営、評価の方法、使用書、参考書が記されている。また、本研究科においては、シラバス全体を統括する担当者が1名置かれており、各講義担当教員が執筆したシラバス案を入念にチェックし、記述を改善すべきときには、具体的に修正を指示することになっており、その指示後も修正が不十分だと判断されるときは、法務研究科FD委員会の議を経て、さらに修正勧告を行う

ことになっている。

2 シラバスとは別に、e-Learningシステムを利用して、授業・演習については、その各回の詳細な内容、目的、予習事項、復習事項、参考文献、重要判例などを示すことになっている。これにより、教えるべき内容、自習内容が学生に示され、必要に応じて、事前・事後の課題も、このシステムを利用して出すことになっている。

3 「共通到達目標モデル」につき、その公表後、これを最低水準として教育をすべきことについては、研究科委員会において議論している。しかしながら、その項目ごとに、個々の科目の教育とどのような対応関係にあるかまでは、組織的に調査は行っていない。

4 本研究科では、2012年度に入ってから、学生の個別指導体制の強化を図ることにつき申し合わせがなされた。そこで、これを実現するべく、2012年度第5回研究科委員会において、本研究科独自のコアカリキュラムを作成すること（当面は法律基本科目を対象とする）、学生の学習上の到達度を把握するための学習進捗状況を確認するために、学習進捗状況確認表を作成することを決議した。なお、コアカリキュラムについては、2012年内を目途に作成し、学生の学習上の到達度を測定する方法についても、2012年度内を目途に決定することを、併せて決議した。

#### (司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表)

2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。

1 司法試験受験者数と合格者数については、法務省からのデータ提供を受け、確認すると同時に、司法試験実施後にアンケート調査を行い、受験者の受験回数、選択科目の内容等についての情報収集を行っている。標準修業年限修了者数、修了率に関しては、年度末の修了判定において、情報把握がなされている。（添付資料11-9「入学者数に対する修了者数の割合」）

2 以上の情報については、研究科委員会において報告事項とされており、その際、当該情報の分析、議論が行われている。現状としては、次のように理解している。まず、司法試験一合格者は高い水準を保っており、十分な教育目標を達成している。しかし、最終合格者数は、少数にとどまり、なお教育内容の改善等を要するものの、受験者数・入学者数減少傾向の中で、最終合格者数が減少していないことは、一定の教育成果があがっているものと解している。また、標準修業年限での修了者数が減少してきていることについては、厳格な成績評価の結果と理解されている。

合格年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	計
出願者数	15名	39名	63名	81名	95名	90名	80名	463名
受験者数	13名	25名	41名	60名	53名	61名	63名	316名
短答式合格者数	11名	18名	21名	26名	39名	38名	38名	191名
最終合格者数	4名	8名	5名	4名	8名	4名	7名	40名
合格率	30.77%	32.00%	12.20%	6.67%	15.09%	6.56%	11.11%	
受験率	86.67%	64.10%	65.08%	74.07%	55.79%	67.78%	78.75%	

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制を整備しているか。

1 進路に関しては、法曹へ進んだ修了生は、当該修了生の本研究科への報告により把握すると同時に、本学「法曹会」へ加入してもらうことで、継続的に把握している。

2 しかし、法曹以外へ進んだ修了生に関しては、その進路を正確に把握することは、本人からの報告がない限り、必ずしも十分できているとは言いがたい。そこで、研究科委員会を通じて、各教員個人の情報把握を元に、進路の一覧表を作成することに努めている。

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか。

1 ホームページ上において、修了生の進路状況について公表しており、活動状況についても、折に触れ公表している。

2 その他、本研究科の紀要『神奈川大学ロージャーナル』において「事務所訪問」の表題

で、あるいは、『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』において、特に弁護士となった修了生の活躍を紹介している。

#### (特色ある取組み)

#### 2-48 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色ある取組みを行っているか。

1 2-44でも記したように、法務研究科のコアカリキュラムに基づく、学生の学習上の到達度を個別に把握するための学修進捗状況確認表を作成し(2012年内に作成予定)、学生の個別指導体制を強化することとしている。学生の学修進捗状況確認には、専任教員が主としてこれにあたるが、AAの協力(AAによる個人別チューター制度の導入)も仰ぐことを、2012年度第5回研究科委員会において決議した。

2 前記のAAによる個人別チューター制度は、在学生だけでなく、修了生も対象となる。また、修了生に対しては、「研修生制度」を設け、本研究科の様々な施設利用を認めると同時に、修了生の求めに応じて、専任教員による自主ゼミの開講、AAによる「フォローアップ講座」の開講を行っている。

3 なお、以上の取組みに参加するAAは、本学の教育理念を熟知している本研究科修了生(弁護士)が中心となっている。

#### [点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」2-44から2-48)

**教育効果の達成状況の測定**については、現時点においては、組織的な仕組みを有していないが、[現状の説明]に記したように、現在策定中である。

**司法試験の合格状況を含む修了者の進路等**については、司法試験合格者の基本的な情報については把握できており、分析も行っているし、公表もしている。しかし、修了生の法曹以外の進路については、修了生各自の報告と教員の個人的な情報に頼っている状況であり、正確に把握できているわけではない。

**教育成果、又は、それを踏まえた教育の内容・方法等に関する特色ある取組み**としては、教育効果の達成状況の測定方法とも連動することであるが、AAによる個人別チューター制度を導入し、専任教員と協力をして、学生の学修進捗状況確認を行うこととしている。

#### [将来への取組み・まとめ](「評価の視点」2-44から2-48)

**教育効果の達成状況の測定**については、[現状の説明]に記したように、本研究科独自のコアカリキュラムを2012年内を目途に作成し、学習上の到達状況を測定する仕組みについても、2012年度内を目途に決定することにしており、両者の策定後、測定方法を有効に機能させていくことが、今後の課題となる。

**司法試験の合格状況を含む修了者の進路等**については、特に修了生の法曹以外の進路の把握が不十分であるから、その把握のための仕組みを作ることが今後の課題となる。

**教育成果、又は、それを踏まえた教育の内容・方法等に関する特色ある取組み**としての学生の学修進捗状況確認の仕組みは、2012年度中に策定予定であるから、その策定後、有効に機能させていくことが、今後の課題となる。